

昭和二十四年法律第一号

教育公務員特例法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒
 - 第一節 大学の学長、教員及び部局長(第三十一条-第三十条)
 - 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員(第三十一条-第十四条)
- 第三節 専門的教育職員(第十五条・第十六条)
- 第三章 勤務(第十七条-第十九条)
- 第四章 研修(第二十条-第二十五条の二)
- 第五章 大学院修学休業(第二十六条-第二十八条)
- 第六章 職員団体(第二十九条)
- 第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例(第三十条-第三十五条)

第一章 総則

第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する(定義)

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。以下同じ。))であつて、地方公共団体が設置するもの(以下「公立学校」という。)、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

第三条 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。

第四条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員に就いては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるものでなければ、その意に反して転任(現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する者を含む。以下「転任」という。以下同じ。))をされることはない。

第五条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員に就いては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任(前条第一項の転任に該当するものを除く。)についても、また同様とする。

第六条 学長、教員及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

第七条 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

第八条 大学の教員に対する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の六第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

第九条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員に就いては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十一条 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づき学長の申出に基づいて、任命権者が定める。

第十二条 大学以外の公立学校の校長及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十三条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十四条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十五条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十六条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十七条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十八条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第十九条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十一条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十二条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十三条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十四条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十五条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

第二十六条 公立学校の校長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

3 この法律で「部局長」とは、大学(公立学校であるものに限る。第二十二條の六第三項、第二十二條の七第二項第二号及び第二十六條第一項を除き、以下同じ。))の副学長、学部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 この法律で「評議会」とは、大学に置かれる会議であつて当該大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成するものをいう。

5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長(採用及び昇任の方法)

第三条 学長及び部局長の採用(現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。))並びに教員の採用(現に当該教員の職に任命されている者を当該部局長に置かれる教員の職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。))及び昇任(採用に該当するものを除く。同項において同じ。))は、選考によるものとする。

2 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。))の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会の議に基づき学長が行う。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができ(転任)

7 学長、教員及び部局長は、学長及び教員に就いては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるものでなければ、その意に反して転任(現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する者を含む。以下「転任」という。以下同じ。))をされることはない。

8 学長、教員及び部局長は、学長及び教員に就いては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任(前条第一項の転任に該当するものを除く。)についても、また同様とする。

9 学長、教員及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

10 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

11 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

12 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

13 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

14 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

15 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

16 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

17 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

18 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

19 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

20 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

21 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

22 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

23 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

24 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

25 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

26 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

27 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

28 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

29 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

30 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

31 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

32 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

33 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

34 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

35 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

36 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

37 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

38 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

39 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

40 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

41 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

42 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

43 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

44 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

45 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

46 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

47 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

48 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

49 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

50 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

51 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

52 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

53 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

54 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

55 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

56 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

57 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

58 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

59 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

60 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

61 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

62 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

63 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

64 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

65 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

66 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

67 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

68 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

69 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

70 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

71 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

72 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

73 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

74 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

75 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

76 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

77 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

78 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

79 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

80 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

81 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

82 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

83 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

も園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。(条件付任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同条の規定を適用する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十条に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第二十二条(同法第二十二条の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により正式任用になっている者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同法第二十二条の規定は適用しない。(校長及び教員の給与)

第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚園、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員

(休職の期間及び効果)

第十四条 公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

第三節 専門的教育職員

(採用及び昇任の方法)

第十五条 専門的教育職員の採用(現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。)及び昇任(採用に該当するものを除く。)は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

第十六条 削除

第三章 服務

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくても、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。)については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六條の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一百十條第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十條の根本基準の実施に必要事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七條及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会に基づき学長が定める。

第二十条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 市町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者、当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第二百五十二条の二第一項の中核市(以下この号及び次項第二号において「中核市」という。)が設置する小学校等(中等教育学校を除く。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者、当該中核市の教育委員会

三 前二号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者

2 この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号に掲げる者 同号に定める市町村の教育委員会

二 前項第二号に掲げる者 同号に定める中核市の教育委員会

三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者(前二号に掲げる者を除く。) 当該校長及び教員の属する市町村の教育委員会

四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者 当該校長及び教員の任命権者

第四章 研修

(研修実施者及び指導助言者)

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員(公立の小学校等の校長及び教員(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。))を除く。)の研修について、それによつて、その方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者(第二十条第一項第一号に掲げる者)については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。)の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針(以下この条及び次条第一項において「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下この章において「指標」という。)を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二十二條の七第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果

3 教育公務員は、任命権者(第二十条第一項第一号に掲げる者)については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。)の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針(以下この条及び次条第一項において「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下この章において「指標」という。)を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二十二條の七第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果

的に実施するための計画（以下この条及び第二十二條の六第二項において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 研修実施者が実施する第二十三條第一項に規定する初任者研修、第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項及び次條第二項第一号において「研修実施者実施研修」という。）に関する基本的な方針
- 二 研修実施者実施研修の体系に関する事項
- 三 研修実施者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修実施者が指導助言者として行う第二十二條の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に必要事項（研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について第二十二條第二項第三号に定める市町村の教育委員会が指導助言者として行う第二十二條の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。）
- 五 前号に掲げるもののほか、研修を奨励するための方法に掲げるものほか、研修の実施に必要事項として文部科学省令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に必要事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（研修等に関する記録）

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下この条及び次條第二項において「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項
- 二 第二十六條第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項

三 認定講習等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに關する事項

四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項

五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会（第二十二條第二項第二号及び第三号に定める者に限る。）に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。

（資質の向上に関する指導助言等）

第二十二條の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（次項において「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たつては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえ、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

3 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（協議会）

第二十二條の七 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に關する必要な事項についての協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 指標を策定する任命権者
- 二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に關する大学として文部科学省令で定める者
- 三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

（初任者研修）

第二十三條 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

（中堅教諭等資質向上研修）

第二十四條 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の研修実施者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に關し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導助言者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に關する計画書を作成しなければならない。

（指導改善研修）

第二十五條 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下この条において「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に關する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に關する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

（指導改善研修後の措置）

第二十五條の二 任命権者は、前條第四項の認定に關して指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 大学院修学休業

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者(第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。)の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができ、

一 主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的とすること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有すること)を必要とされるものをいう。次号において同じ。)を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、第二十三条第一項に規定する初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする主幹教諭等は、取得しようとする専修免許状の種

類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に對し、その許可を申請するものとする。

第二十七条 大学院修学休業をしている主幹教諭等は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている主幹教諭等が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている主幹教諭等が当該大学院修学休業の許可に係る大学の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

第六章 職員団体

(公立学校の職員の職員団体)

第二十九条 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十一号)附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。)は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていり、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていり、これを妨げない。

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例

(教員の職務に準ずる職務を行う者等に対するこの法律の準用)

第三十条 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の専修学校

又は各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

(研究施設研究教育職員等に関する特例)

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの(次条及び第三十五条において「研究施設」という。)の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者(以下この章及び附則第八条において「研究施設研究教育職員」という。)に対する国家公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十条で当該	第八十条で当該	第八十条で当該	第八十条で当該
第一条の	第一条の	第一条の	第一条の
第五項及び	第五項及び	第五項及び	第五項及び
第三項	第三項	第三項	第三項
第八十条で延長された	第八十条で延長された	第八十条で延長された	第八十条で延長された
第一項又は第五十五条第三項	第一項又は第五十五条第三項	第一項又は第五十五条第三項	第一項又は第五十五条第三項
若しくは法律で別に定められた任命権者が	若しくは法律で別に定められた任命権者が	若しくは法律で別に定められた任命権者が	若しくは法律で別に定められた任命権者が
定められた任命権者が	定められた任命権者が	定められた任命権者が	定められた任命権者が
あらかじめ指定する日	あらかじめ指定する日	あらかじめ指定する日	あらかじめ指定する日
のいづれか早い日	のいづれか早い日	のいづれか早い日	のいづれか早い日
年齢六十五年とする	年齢六十五年とする	年齢六十五年とする	年齢六十五年とする
第一条のただし、その職務と責	第一条のただし、その職務と責	第一条のただし、その職務と責	第一条のただし、その職務と責
任に特殊性があること	任に特殊性があること	任に特殊性があること	任に特殊性があること
又は欠員の補充が困難	又は欠員の補充が困難	又は欠員の補充が困難	又は欠員の補充が困難
であることにより定年	であることにより定年	であることにより定年	であることにより定年
を年齢六十五年とする	を年齢六十五年とする	を年齢六十五年とする	を年齢六十五年とする
ことが著しく不適当と	ことが著しく不適当と	ことが著しく不適当と	ことが著しく不適当と
認められる官職を占め	認められる官職を占め	認められる官職を占め	認められる官職を占め
る医師及び歯科医師そ	る医師及び歯科医師そ	る医師及び歯科医師そ	る医師及び歯科医師そ
の他の職員として人事	の他の職員として人事	の他の職員として人事	の他の職員として人事

院規則で定める職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする

第八十条 期限を定め

七第一 任命権者が定める

七第二 任命権者が定める

第八十条 範囲内で

七第一 任命権者が定める

七第二 任命権者が定める

2 前項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第八十一条の六第二項の規定により任命権者が研究施設研究教育職員の定年を定める場合における次に掲げる採用、昇任、降任及び転任に係る特例に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

一 国家公務員法第六十条の二第一項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びに同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任

二 国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の服務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第九十五条まで又は国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条 前条に定めるものは、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員法第一百一条第一項の規定に基づく命令又は同法第一百四十四条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員(政令で定める者に限る。以下この条において同じ。)が、国及び行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)第二条第四項に規定す

る者に限る。以下この条において同じ。)が、

る行政執行法人をいう。以下同じ。) 以外の者が国若しくは指定行政執行法人(行政執行法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの)をいう。以下この項において同じ。)と共同して行う研究又は国若しくは指定行政執行法人の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事者が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び行政執行法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五條 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三條第一項、第二項及び第五項、第五條の二、第六條、第七條、第二十一條並びに第二十二條の規定を準用する。この場合において、第三條第二項中「評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基づき学長」とあり、同條第五項、第五條の二第二項及び第六條中「評議会の議に基づき学長」とあり、第五條の二第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあり、並びに第二十一條第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、第三條第二項中「評議会が」とあり、同條第五項中「教授会の議に基づき学長」とあり、及び第七條中「評議会の議に基づき学長」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し、又は抵触すると認め

られるに至つた場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。

(恩給法の準用)

第二条 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員又は準公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合(その公務員又は準公務員が引き続き同法第十九條に規定する公務員若しくは準公務員又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引き続き公立の学校の職員となつた場合を含む。)には、同法第二十二條に規定する教育職員又は準教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の公立の学校の職員とは、次に掲げる者をいう。

一 公立の大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手又は公立の高等専門学校、校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手

二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭

三 公立の中学校、小学校若しくは特別支援学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師

五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

六 第一項の規定を適用する場合には、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二條第二項に規定する準教育職員とみなす。

(旧恩給法における養護助教諭の取扱)

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二條第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれていたものとする。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二條の三第二項及び第二十二條の

七の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、第二十二條の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二十二條の七第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県に教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下この条及び次条において「幼稚園等」という。)の教諭等の研修実施者(第二十二條第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。)については、当分の間、第二十三條第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の研修実施者(指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事)は、採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。)の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市(指定都市を除く。)町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 第十二條第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については、適用しない。

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修(第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。)は、当分の間、同條第一項の規定にかかわらず、幼稚園及び特別支援学校の幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五條及び第二十五條の二の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定める者を除く。)に対して、第二十五條第一項に規定する指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

(研究施設研究教育職員に関する特例)

第八条 研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国家公務員法	附則	第八十一條の六第二項(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)
第八十一條の六第二項(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)	同項中	第二項(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)
第八十一條の六第二項中	附則第二号に掲げる職員に員法等改正法の施行の日以前に相当する職員として行の日の前日における人事院規則で定める同令及三年国家公務員法等改正法に定める年齢とし、第六條の規定により改正前の教育職員に相当する職員職務特例法第三十條のうち人事院規則で定める年齢適用する令及三年国家公務員法等改正法第一條の規定	同項中

職の則 職の給 職の給 職の給	職の則 職の給 職の給 職の給
六十歳(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢) 六十歳(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢)	六十歳(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢) 六十歳(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢)

六十歳(前項各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢)	六十歳(前項各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢)
同項又は同条第二項第四項第一項又は第二項	同項又は同条第二項第四項第一項又は第二項

を受けていた者であつて附則第十四条第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四条第十号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十二条各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四条第一号に掲げる職員、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十二号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。

附則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一四八号) 抄
1 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。
附則 (昭和二十五年五月二十六日法律第一八四号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和二十六年六月二十六日法律第二四一号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十一条の三、第二十三条第二項、第二十五条の四及び第二十五条の五の改正規定は、昭和二十六年二月十三日から適用する。
2 改正後の教育公務員特例法第五条第三項から第五項まで(同法第六条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法第五条第三項(同法第六条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求をすることができず、期間は、大学管理機関から説明書を受領した後三十日以内とする。
3 地方公務員法第四十九条から第五十一条までの規定施行の際既に改正前の教育公務員特例法第十五条第三項(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九条から第五十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和二十六年一月二日法律第三一八号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条、第二十二條、第二十三条及び第二百二十四条第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。
附則 (昭和二十九年五月二十九日法律第一三一号) 抄
1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
附則 (昭和二十九年六月三日法律第一五六号) 抄
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
附則 (昭和二十九年六月一日法律第一八一号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の教育公務員特例法第十三条の二に規定する者が、この法律施行前、引き続き同一都道府県内の公立学校(大学を除く。以下同じ。)の校長又は教員に任用された場合(その者が更に引き続き同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合を含む。)において、その任用がこの法律施行の際現に条件附のものであるときは、その任用は、この法律施行の日以前に正式のものとなるものとする。
附則 (昭和三十一年六月一日法律第一五二号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第六条まで及び附則第六項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。
附則 (昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五十五条中教育部設置法第五十一条第九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

3 (教育公務員に対する所轄庁の許可の経過措置)
この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により所轄庁の許可を受けている者は、改正後のこれらの規定により任命権者の許可を受けたものとみなす。

4 (県費負担教職員の給与条例等の経過措置)
この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十五条の四の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十二条の規定に基いて制定されたものとみなす。

附則 (昭和三十一年二月一八日法律第一七五号)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十二条の規定は、昭和二十三年四月一日から適用する。
3 第二十三条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の規定は、昭和三十年七月二十五日から適用する。

附則 (昭和三十一年六月一日法律第一四七号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月一七日法律第一四七号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和四〇年三月三十一日法律第一六号) 抄
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第六九号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一八日法律第七一号) 抄
この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年五月一日法律第二六号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二九日法律第一〇三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年四月一四日法律第二三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一月二二日法律第七八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
1 この法律は、平成四年七月一日から施行する。

附則 (平成九年四月九日法律第三二号)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

附則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年六月二日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年五月二八日法律第五五号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年七月七日法律第八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、第四百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(国等の事務)
第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(不服申立てに関する経過措置)
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)が施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則 (平成一一年七月二日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年八月二三日法律第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十一条、附則第五條、附則第六條(国家公務員法第八十二条第一項第一号の改正規定に係る部分を除く。)、附則第七條から第九條まで及び附則第十二條の規定並びに附則第十條中裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号) 本則の改正規定、同法本則第一号の改正規定及び同法本則第一号を加える改正規定(国家公務員倫理法第十條から第十二條まで及び第二十二條から第三十九條までの規定に係る部分に限る。)) 公布の日
附則 (平成一一年二月二日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第九百三十五条、第九百三十六條、第九百三十四條第二項、第九百三十六條第二項及び第九百三十四條第四條の規定 公布の日
附則 (平成一一年二月二日法律第一六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八條、第九條及び第十條から第十三條までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年二月二日法律第一二二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第十二條中教育公務員特例法第二十二條の改正規定 平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)
第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附則 (平成一二年四月二八日法律第五二号)
(施行期日)
1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二條の三第一項の規定による大学院修学休業の許可に係る同条第二項の規定による申請並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号) 第三十六條又は第三十九條の規定による意見の申出及び同法第三十八條第一項の規定による内申は、この法律の施行の日以前においても行うことができる。
附則 (平成一四年六月二日法律第六三三号)
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
附則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第三条 この法律の施行前に国立大学の教員又は国立高等専門学校等の教員であつた者の休職に係る期間で、第六條の規定による改正前の教育公務員特例法第二十一条の二の規定に基づき、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号) 第七條第四項の規定を適用しないこと

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則 (平成一一年七月二日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
附則 (平成一一年八月二三日法律第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十一条、附則第五條、附則第六條(国家公務員法第八十二条第一項第一号の改正規定に係る部分を除く。)、附則第七條から第九條まで及び附則第十二條の規定並びに附則第十條中裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号) 本則の改正規定、同法本則第一号の改正規定及び同法本則第一号を加える改正規定(国家公務員倫理法第十條から第十二條まで及び第二十二條から第三十九條までの規定に係る部分に限る。)) 公布の日
附則 (平成一一年二月二日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第九百三十五条、第九百三十六條、第九百三十四條第二項、第九百三十六條第二項及び第九百三十四條第四條の規定 公布の日
附則 (平成一一年二月二日法律第一六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八條、第九條及び第十條から第十三條までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年二月二日法律第一二二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第十二條中教育公務員特例法第二十二條の改正規定 平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)
第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附則 (平成一二年四月二八日法律第五二号)
(施行期日)
1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二條の三第一項の規定による大学院修学休業の許可に係る同条第二項の規定による申請並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号) 第三十六條又は第三十九條の規定による意見の申出及び同法第三十八條第一項の規定による内申は、この法律の施行の日以前においても行うことができる。
附則 (平成一四年六月二日法律第六三三号)
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
附則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
第三条 この法律の施行前に国立大学の教員又は国立高等専門学校等の教員であつた者の休職に係る期間で、第六條の規定による改正前の教育公務員特例法第二十一条の二の規定に基づき、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号) 第七條第四項の規定を適用しないこと

とされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年五月二一日法律第四九号）抄
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月一五日法律第八三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日法律第二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日
附則（平成一九年六月二七日法律第九八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附則（平成二六年五月一四日法律第三四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）
第十条 前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二十条第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第五条の二の規定にかかわらず、同条第一項に規定する評議会及び学長は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

附則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 この法律の施行前に第七十条の規定による改正前の教育公務員特例法（以下この条において「旧教育公務員特例法」という。）第三十四條第一項に規定する共同研究等であつて同項に規定する指定特定独立行政法人に係るものに従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職したされた研究施設研究教育職員（旧教育公務員特例法第三十四条第一項に規定する

研究施設研究教育職員をいう。）の当該休職に係る期間で、旧教育公務員特例法第三十四条第一項の規定に基づき国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることとを要しない期間には該当しないものとみなされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

（処分等の効力）
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当の規定があるものは、「新法令」という。に相当の規定があるものは、「新法令」という。に基づき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日
二 附則第二十条の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の公布の日のいずれか遅い日
（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）
第九条 附則第二項の場合においては、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二条

第一項及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。
（政令への委任）
第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二八日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十六条の規定 公布の日
（教育公務員特例法の一部改正に伴う準備行為）
第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一

条の規定による改正後の教育公務員特例法（第三項において「新教法」という。）第二十二條の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する指針（以下この条において「指針」という。）を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた指針は、施行日において新教法第二十二條の二第一項及び第二項の規定により定められた指針とみなす。（罰則に関する経過措置）
第十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年五月一七日法律第二九号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二一日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（令和三年六月二一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月二一日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月一六日法律第七五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（令和四年五月一八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条の規定 公布の日
- 二 第一条並びに次条及び附則第六条の規定 令和五年四月一日

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二條の五の規定は、同条第二項第一号に規定する校長及び教員が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に受講する同項第一号の研修実施者実施研修、同項第二号に規定する教員が同日以後に履修する同号の大学院の課程等、同項第三号に規定する任命権者が同日以後に開設する同号の認定講習等のうち同号に規定する校長及び教員が同日以後に単位を修得するもの並びに同項第四号に規定する校長及び教員が同日以後に行う同号の取組について適用する。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日